

2024 年 2 月

在籍年数が標準修業年限を超える皆さんへ

国際教養学部事務所

Email: gakuseki-plus@list.waseda.jp

標準修業年限を超えて在籍することとなった場合、学費額について以下の事項に注意してください。
不明な点がある場合は、速やかに上記学部・研究科事務所のメールアドレスまでご相談ください。

標準修業年限

学部：4 年(8 学期)

※転部入学者は転部前の在籍期間も含めて標準修業年限を超える学生をいいます。

◆学費額について

1) 休学期間等を除いて在籍が標準修業年限を超える場合【延長生】

前学期が終了した時点での「卒業必要総単位数に対する不足単位数」によって授業料が算出され、他の費目（学生健康増進互助会費等）との合算により学費額が決定します。不足単位数は以下の式で計算されます。

$$\text{不足単位数} = \text{卒業必要総単位数} - \text{前学期終了時点までに修得した卒業算入総単位数}$$

算出方法は課程や入学年度によって変わります。詳細や具体例については、『[Support Anywhere](#)』をご覧ください。

URL: <https://wnpspt.waseda.jp/student/supportanywhere/2023/12/19/tuition-fees/>



※注意

- ・標準修業年限を超えた状態で交換留学プログラム、ダブルディグリープログラムに参加する場合は、不足単位数にかかわらず、所定の授業料等を支払う必要があります。（ダブルディグリープログラムに参加する場合は、ダブルディグリー登録料も必要となります）。
- ・留学中や、留学から復学した直後の学費については、留学中に修得した単位の認定前の単位修得状況をもとに「不足単位数」が算出されますのでご注意ください。在学中に 1 学期相当期間以上留学した学生が実質延長生になった場合、また、留学から復学した直後の学期に休学した場合、学費の取り扱いについては上記と異なる場合がありますので、必ず事前に学部事務所までお問い合わせください。

2) 過去に休学等があり、その期間を含めた在籍年数が標準修業年限を超えている場合

休学により「在学」とならない期間がある場合は、入学年度から起算して 5 年目であっても不足単位数に関わらず授業料は当該学期の所定額（全額）を納入する必要があります。

なお、休学期間を除いて在学年数が標準修業年限を超えると、上記 1) の学費計算となります。

例

1)2023 年春学期：1 学期目 所定額（全額）

2)2023 年秋学期：2 学期目 所定額（全額）

3)2024 年春学期：3 学期目 所定額（全額）

4)2024 年秋学期：休学（学費額は休学申請時期による）

5)2025 年春学期：休学（学費額は休学申請時期による）

6)2025 年秋学期：4 学期目 所定額（全額）

7)2026 年春学期：5 学期目 所定額（全額）

8)2026 年秋学期：6 学期目 所定額（全額）

9)2027 年春学期：7 学期目 所定額（全額）

10)2027 年秋学期：8 学期目 所定額（全額）

◆学費納入日程について

口座振替による学費納入スケジュール：詳細は『[Support Anywhere](#)』

1) 延長生（休学期間を除いて標準修業年限を超えて在学する学生）

2) 過去に休留学等があり、休学等の期間を含めた在籍年数が標準修業年限を超えている方

	春学期	秋学期
口座振替通知発送日	6 月下旬	11 月下旬
口座振替日	7 月 5 日	12 月 5 日
振込用紙発送日	7 月下旬	12 月下旬

・口座振替日が金融機関休業日の場合、振替日は翌営業日となります。

・各学期の口座振替日（7 月、12 月）に学費引落しができなかった場合、口座振替による学費納入はできません。学費負担者宛に送付する大学所定の振込用紙にて、金融機関窓口で納入してください。

以 上